

農地利用集積事業

～農地利用集積円滑化団体が行う農地の利用調整活動を支援～

1 農地利用調整活動支援事業

【実施主体】農地利用集積円滑化団体 【補助率】定額

利用集積交付金

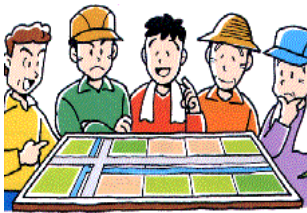
農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）によって利用権が設定された農地の面積に応じて、農地利用集積円滑化団体に対して、交付金を交付します。

【交付金単価】 10アール当たり2万円

【交付対象となる農地】

農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から利用権設定の相手方の選定について委任を受け、農地利用集積円滑化事業により、期間6年以上の利用権設定を行った農用地区域内の農地

【交付金の使途】 農地利用集積円滑化団体による調整活動の経費



- ・農地の貸借についての意向調査
- ・農地の利用集積に向けた集落座談会の開催
- ・農地を面的にまとめる計画の作成
- ・農地の貸し手・借り手に取組参加を奨励（奨励金の交付等）
- ・委任を受けた農地の保全管理 など

推進員設置費

農地利用集積円滑化団体が農地の利用調整を行うための推進員を設置する場合、その設置費や推進員の活動費を助成します。

2 農地引受支援事業

【実施主体】農地利用集積円滑化団体 【補助率】定額

農地引受支援費

農地利用集積円滑化事業により特定農業法人が農地の利用権設定を受けた場合、（農地利用集積円滑化団体を通じて）特定農業法人に対して、当該農地の営農経費の一部を助成します。



【使途】 種苗費、肥料費、薬剤費等

【対象農地】 利用集積交付金の対象農地と同じ

小規模基盤整備支援費

農地利用集積円滑化事業により利用権設定された農地について、より効率的な利用ができるよう農地利用集積円滑化団体が畦畔除去等の小規模な基盤整備を行う場合に必要となる経費を助成します。



【対象工種】 畦畔除去（整地）、暗渠排水等

【対象農地】 利用集積交付金の対象農地と同じ

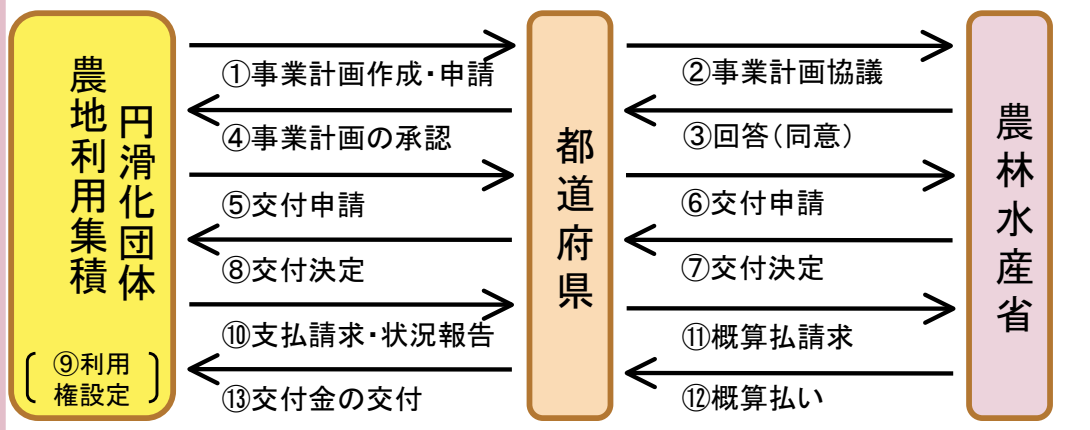
3 市町村活動推進事業

【実施主体】市町村 【補助率】定額

市町村が、農地利用集積円滑化事業を推進するために行う農業関係団体との連絡調整及び農業者に対する普及啓発等に要する経費を助成します。

※ この他に都道府県が農地利用集積円滑化事業を推進するための経費を助成します 【補助率】1/2以内

農地利用集積交付金交付までの手続



交付金の対象となるのは、交付決定を受けた後に行われた利用権設定です注意してください

農地利用集積円滑化事業の概要

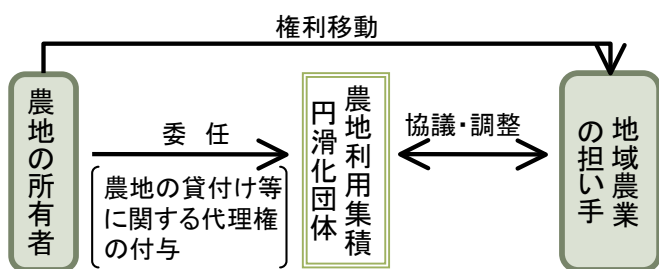
市町村段階に設置する農地の仲介組織(農地利用集積円滑化団体)が農地をまとめて使いやすくする農業経営基盤強化促進法上の仕組みです。

①農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から委任を受けて、所有者を代理して農地の売渡し、貸付け等を行う事業(委任を受けた農地の保全のための管理を含む。)

▶円滑化団体となる組織

市町村、農協、一般財団・社団法人(市町村公社)
土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等



②農地売買等事業

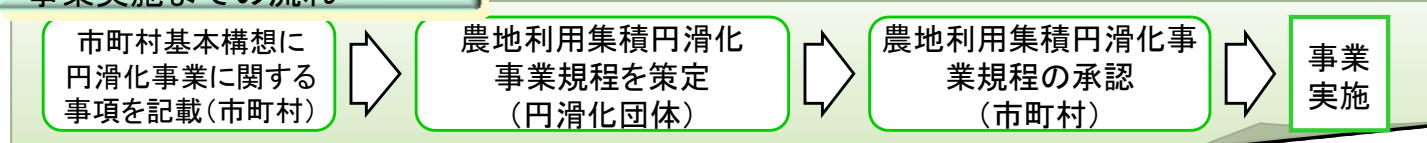
農地利用集積円滑化団体が、農地を買い入れ又は借り受けて、売り渡し又は貸し付け等を行う事業

▶円滑化団体となる組織

市町村、農協、一般財団・社団法人(市町村公社)



事業実施までの流れ



税制上のメリット

- ・農地利用集積円滑化事業により貸付けられた農地は、相続税納税猶予の特例を受けることができます。
- ・農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業)により農地を売り渡した場合は、譲渡所得の特別控除(800万円(基盤強化法第13条の2の買入協議による場合は1500万円))を受けることができます。